

広島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十二年三月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
〇 〽 三三・八	〇 〽 三三・八		二一・〇〇 三三・八	五九・五〇	
〇 〽 二六・二〇 三三・八				五九・五〇	一部拡幅
呉市焼山西三丁目一〇六二番一地从先から 呉市焼山西三丁目一〇七六番一地从先まで					